## 船員保険の保養事業について

## 1.宿泊室確保事業について

- (1)宿泊室確保事業については、平成24年9月末をもって3船員保険福祉センターが廃止されたこと等を踏まえて、平成25年度以降の事業の実施に当たっては、事業内容等について見直しを行うことが課題となっていたところであったが、平成26年度の事業実施に当たっては、平成25年度において実施された会計検査院の実地検査において、委託費の支払い方について改善の処置を講じる必要があるとの指摘を受けたことを踏まえ、委託事業の実施要領の一部見直しを行ったところである。(資料3)
- (2)また、会計検査院からは、上記の指摘とともに、事業の実施に当たっては、各保養所等の利用実態等を十分精査し、加入者の福祉の向上に資するものとなるよう、必要に応じその見直しを検討することについても要請があったことから、平成27年度の事業実施に当たっては、これまで各保養所において確保する宿泊室数を一律に3室としてきた点等について、保養所ごとに利用実態等を反映した室数に見直すこと等を検討しているところである。

## 2.船員保険総合福祉センター(神戸)について

(1)神戸の船員保険総合福祉センターについては、国において、 平成24年9月に取りまとめられた「船員保険制度に関する懇談 会」報告書に基づき、船員保険総合福祉センターとしての存続 を前提に民間に売却する手続きを進めるため、平成25年10月 入札公示が行われたところ、当初は落札者がなかったものの、 最終的には、吉野建設株式会社(資本金4,980万円、本社所在 地:兵庫県神戸市中央区、代表者:中坂浩國)が購入すること となり、平成26年3月28日付けで、国から同社に対し土地及 び施設の引渡しが行われた。

- (2)同社においては、本年4月以降、船員保険総合福祉センターとしての営業再開に向け、準備作業を進めて来ており、現時点では、本年12月中旬を目途に温泉入浴施設を稼働させるとともに、来年2月を目途に宿泊施設を稼働させることが見込まれている。
- (3)このため、船員保険部においては、同社と情報交換等を行い つつ、船員保険総合福祉センターの事業再開に向けた広報や保 養事業の委託等にかかる契約手続きを進めているところである。

## 3.気仙沼船員保険保養所について

- (1) 平成23年3月11日以降、東日本大震災における津波等の被害により、営業を休止していたが、平成25年1月、宮城県より、同県大川・神山川地域において災害復旧事業が行われるに当たって、同保養所の敷地が土地収用の対象となる旨の通知があった。
- (2)このため、同保養所を所有する(一財)船員保険会においては、平成26年8月6日付けで、厚生労働省に対し、同保養所等の購入時に特約として付されていた船員保険保養事業の用に供するとの用途指定の解除等を申請し、同年9月25日付けで、その承認を得たところであり、これをもって気仙沼船員保険保養所は廃止されることとなった。(注)
  - (注)同保養所については、平成23年3月以降の営業休止期間中、平成24年4月からは、代替施設として、契約保養施設利用事業に対象施設を設定したが、利用状況がふるわなかったことから、平成25年7月の船員保険協議会において、平成26年4月以降は、廃止することとされた経緯がある。
- (3)なお、同施設については、平成26年10月14日から、解体工事が行われているところであるが、本年12月下旬までには同工事が終了し、宮城県との間で土地の所有権移転の手続きが進められる予定である。